



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下

さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2014年3月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

早春の候、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。閉幕したソチオリンピック、日本人選手の活躍、とくに41歳の葛西選手の活躍に大変刺激を受けました。あきらめずに続ける大事さを教えられます。私もたゆまぬ努力を続けなければと、自分に叱咤しています。行政書士としての道はまだまだこれからです。時節柄、お身体ご自愛ください。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 行政書士会葛南支部新年賀詞交歓会を開催いたしました

2月1日、午後4時よりフローラ西船にて千葉県行政書士会葛南支部新年賀詞交歓会を開催しました。市川市長を始め地区各首長、商工会議所、社会福祉協議会の皆様など多くの方にご出席いただき盛り上がる会となりました。私は当日受付を務めさせていただきました。当支部の皆様の多くの笑顔を見ることができました。心より感謝いたします。



(2) 市川市役所行政書士相談の相談員を務めました



18日、午後1時より当事務所代表が世話人を務める市川市役所行政書士相談の行徳支所での相談員を務めました。開始時より市川市民の方からのご相談をうけ、午後5時の終了までに4名のご相談に対応させていただきました。内容は、成年後見3件、不動産契約に関する問題が1件でした。成年後見に関する問題に関心が高まっていることを実感しました。3月11日の本庁舎での相談員も務めます。

(3) コスモス成年後見サポートセンター相談会に参加しました

14日、午後1時より市川市の市川公民館で当事務所が所属するコスモス成年後見サポートセンター千葉支部の相談会を開催し、相談員として参加しました。当日2名のご相談がありました。今年は成年後見人として社会貢献をしていく予定です。ご相談がございましたら、是非ご連絡ください。

(4) MF千葉交歓会を開催しました

7日、千葉県の花とビジネスマンの集う交流会、MF千葉交歓会の第5回を船橋市湊町のkatanaオフィスで開催しました。遠くは茨城県から10名以上が参加し、春のフラワーブーケを作りました。また、10分プレゼンにて私の行政書士の仕事をお話させていただきました。次回は4月11日に船橋の同会場にて開催します。内容はバズセッションをいたします。ご興味をもって



いただいた方は当事務所までご連絡ください。*2月15日に予定していた開業セミナーは大雪のため中止しました。

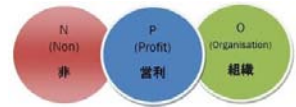
3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

年度変わりが近づいています。御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

2) NPOの事業報告書の作成は大丈夫でしょうか

NPO（特定非営利）法人を自分たちで設立したのはいいけど、その後の事務・書類作成はボランティアなのでなかなか手がついていない話ございませんか。NPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等を事業年度終了後3カ月以内に提出しなければなりません（法29）。なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO法人から3年以上にわたって提出が行われないうときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます（法43①）。うかうかしているNPO法人の認証を取り消されてしまうことも…。そうなる前にご相談を！NPO法人の立ちあげも喜んでお手伝いします。また、認定NPO法人の取得のご相談も承っております。



3) 古物商営業許可ならお任せ下さい！

当事務所では、昨年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点があり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただいております。所轄によって対応が異なることもございます。



古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。買取り、下取りができるというのも付加価値です。古物商の許可は、更新がありません（会社の役員、場所等が変更になった場合届出が必要）。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。少し話を聞いてみたいと感じたら、気軽にご連絡ください。よろしく願いいたします。

4) 春はお引越しの季節ですね。車の登録もお引越しを…

春は、お引越しの季節ですね。引越しではいろいろな役所の手続きが必要です。住民票や運転免許書などなど。一番忘れがちなのは、お車の登録移転です。

車庫証明の取得から、運輸支局で登録まで非常に面倒なものですよね。移転後15日以内に届出なければならないのですが（罰則を求められることなどは実際ありませんが）、将来的に売却、廃車時に困ることになります。当事務所にお任せいただければ、出張封印等（自宅等でナンバーの取替え）も含めてご対応致します。



5) 消費税アップの当事務所の対応について

4月1日より、消費税が8%にアップいたします。当事務所の報酬額は消費税を頂戴しておりますので、4月1日以降のご請求については報酬額について消費税8%とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239